

入湯税特別徴収義務者の指定について

1 新規入湯税特別徴収義務者の概要

- (1) 特別徴収義務者 万葉倶楽部株式会社
代表取締役社長 高橋 理
神奈川県小田原市栄町1-14-48
- (2) 商 号 東京豊洲万葉倶楽部
- (3) 所 在 地 東京都江東区豊洲6-5-1
- (4) 指 定 日 令和6年2月1日
- (5) 館 内 料 金 例：日帰り（大人）3,850円／名
貸切風呂 8,000円／名
宿泊・一室 14,800円／名
- (6) 備 考 「箱根温泉」と「湯河原温泉」の源泉を運び湯として
使用

2 令和6年度徴収額見込

入湯税額	入湯客数
約800万円	約5万人

※入湯税：150円

※年間の貸切風呂利用者数及び宿泊者数から算出